

## 現代ベトナムの法と政治について

### 1. ベトナムにおけるドイモイ（刷新）の進展と政治改革

ベトナム社会・人文科学ナショナルセンター総裁

ベトナム共産党中央委員会学術局副局長

グエン・ズイ・クイ氏

### 2. ベトナム法の現状 — 経済法を中心に

ベトナム国家と法研究所所長

ダオ・チ・ウック 氏

解説 : 名古屋大学教授 鮎京正訓 氏

---

平成5年10月

財団法人安田火災記念財団



# 目 次

1. 開会のあいさつ	1
2. 『ベトナムにおけるドイモイ（刷新）の進展と政治改革』	5
3. 『ベトナム法の現状 — 経済法を中心に』	12
4. 質疑応答	19
5. 解 説	27

本書は、平成5年9月13日、大手町フィナンシャルセンター（安田火災富士銀行共同ビル）で開催された、当財団主催の講演を収録したものです。

通訳は、（株）メトラン代表取締役トラン・ゴック・フック氏にお願いしました。



## 開会のあいさつ

司会 時間でございますので、本日の講演会を開催いたしたいと思えます。私は安田火災記念財団の専務をやっております堀内でございます。本日はお忙しいところをご参集いただきましてありがとうございます。

安田火災記念財団につきまして、まずご説明させていただきます。資料の中に入っているご案内を見ていただければおわかりになるかと思いますが、昭和52年（1977年）に安田火災記念財団はできております。主な事業といたしましては、社会福祉事業、福祉諸科学事業、その他事業ということでございます。安田火災記念財団がなぜベトナムの講演会をやるのか、という疑問を持たれる方もいらっしゃるかもしれませんが、福祉諸科学事業の中に保険を含めます先生方の研究助成、こういった国際交流関係、講演会、研究会といった事業が含まれております。本日の講演会は、名古屋大学とベトナムとの学術交流計画に対しまして当財団が助成をしたというところから実現したものでございます。

ここにご出席の名古屋大学の鮎京先生のお書きになりました、中日新聞のコピーを資料としてお配りしておりますが、ベトナム法研究家ではわが国では非常に数少ない方と言ってよろしいかと思えます。それから、同じく名古屋大学の、これは製造物責任で皆様お名前をご存じだと思います、森島昭夫先生。このおふた方に非常にご配慮いただきましてこの講演会ができることになりました。この席上を借りまして厚く御礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、ベトナムは非常に今日国際的に注目を集めております。石炭、南沙諸島の石油、それから勤勉な国民性、そしてベトナムに対するアメリカの経済封鎖も間もなく解除されるようでございます。そういうことで、いろいろ今後ベトナムとの取引がわが国の経済にも非常に重要な意味

をもってくるということでございます。そういったときに、こういうおふた方をお招きして講演会を開くというのは、私ども財団といたしましても時機を得たものではないかと考えておるわけでございます。

講師の先生方につきましてはのちほど鮎京先生のほうからご紹介していただきたいと思っております。

本日の通訳を務めていただきますフックさんです。略歴につきましてはやはりご案内に書いてございますが、ベトナムからわが国に留学され、その後わが国の国籍を取得された、非常に日本語に堪能なお方でいらっしゃいます。

それでは、鮎京先生のほうから講師おふた方のご紹介をお願いいたします。

鮎京 私、名古屋大学の鮎京と申します。名古屋大学の森島昭夫教授が招聘人になりまして、今回お2人の先生方の来日が可能となりました。その背景には、今お話がありましたように、安田火災記念財団がスポンサーになってくださりまして、このような企画が実現したわけであります。

手短かにお2人の先生方について私からご紹介させていただきます。向かって左側がグエン・ズイ・クイ教授でございます。グエン・ズイ・クイ教授は1935年生まれでありまして、ハノイから少し南のほうに行きましたゲアン省というところのお生まれでございます。このゲアン省といいますのは、かつてベトナムの愛国運動の指導者でもありましたファン・ボイ・チャウであるとか、あるいはご存じのホー・チ・ミン、これらの人々を生み出した地域でございます。ちなみにお隣にお座りのウック先生もゲアン省のご出身ということで、大変優秀な人材を生み出す土地柄だそうでございます。グエン・ズイ・クイ先生は、ご案内では社会科学院の総裁というふうにご紹介されておりますけれども、私も彼らが成田に到着されて初めて知ったことなんですが、少し前に、社会科学だけではなく人文科学も含めたナショナル・センターと

いうふうに名称が変わっているようでございます。そしてクイ先生は、ゲアン省選出の、現在ベトナムの国会議員でもございますし、またベトナム共産党の中央委員でもございます。ベトナム共産党の中央委員は何人ぐらいいるかと聞きましたら、100名ほどいるそうでありますけれども、そのメンバーでございまして、ベトナム共産党学術局というところの副局長という要職にも就いておられます。また、クイ先生はハノイ大学の教授でもあります。専門は政治哲学でございまして、哲学の博士号をお持ちでございます。この6月から7月にかけてベトナムのポー・バン・キエト首相がヨーロッパ歴訪の旅に出かけましたが、そのときにもこのクイ先生はベトナムのいわゆる知識人を代表してポー・バン・キエト首相とともに、フランスではミッテラン大統領、ドイツではコール首相などとも会見された、大変ベトナムでは有名な知識人でございます。

それからお隣のダオ・チ・ウック教授でございます。ダオ・チ・ウック教授は1948年生まれでございまして、大変まだお若いのですけれども、3年ちょっと前からベトナムの国家と法研究所という、いわゆる法律研究所でございまして、この国家と法研究所の所長に就任されまして今日に至っております。もともとは刑法がご専門でありましたけれども、その後、法律学全般にわたって彼の力が発揮されております。彼はモスクワ大学で法学博士号を取っております。ウック先生は、今申し上げましたように研究所の所長ではございますけれども、立法作業など実務の分野にも深くかかわっておられます。実は去年、ベトナムでは憲法が変わりましたが、ウック先生は、その憲法改正委員会のメンバーの一員でもございまして、さらには、今、民法が第5次草案まででき上がってきておりまして、まもなくベトナムでも民法ができると思っておりますが、この起草委員会、さらには労働法の起草委員会のメンバーでもございまして、ベトナムの今日の立法事業につきましても、ベトナムの第一人

者でございます。

きょうは大変限られた時間でございますが、表題のテーマに従いましてお2人の先生に40分ぐらいずつお話ししていただきまして、あとでいろいろ皆様方からご質問をいただくというように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



## 『ベトナムにおけるドイモイ(刷新)の進展と政治改革』

グエン・ズイ・クイ教授

きょうはウック先生と私のために、皆さんが忙しい中をご来場いただきましてありがとうございます。これからベトナムの改革についてお話ししたいと思いますが、主に経済改革についてお話ししたいと思います。1986年というのはベトナムの経済発展および様々な分野の発展にとりまして大きな一歩を印した年でありますが、このとき以来、わが国は改革路線を歩むようになりました。これから40分かけてそれについてお話ししたいと思いますが、あとの時間は質問に対してお答えしたいと思います。

本当にごく一般的な疑問でもありましょうし、また皆さんからいろいろな疑問も出されているようですが、ベトナムの経済改革とはどのようなものでありましょうか。改革といいましても、これは全体的な改革のことです。そしてその中で、経済改革がもっとも重要であると思います。従来までのベトナムの経済システムというのは中央集権的な経済でありましたが、これからは市場経済を考えております。今までのベトナムの経済というのは二つのシステムがありまして、一つは国营システム、もう一つは集団的な経済活動です。これから改革する路線としては、これまでの集団的な経済から個人重視という発展のしかたに持っていきたいということであります。1986年から、国营を中心とした経済活動から各個人を重視した経済活動の方向に次第に移行してまいりました。

ご存じのように、ベトナムの人口の80%は農業で国の経済を支えていたんですが、これからの改革は、主にその農業に対する経済改革を考えておりまして、これからは農村における経営単位としては一つの家族単位で考えていきたいと思っております。

最近ベトナム政府は、個人の土地の使用権という問題を次第に重視してくるようになってきました。土地の使用権につきましては、例えばお米を作っている農家に対しては、だいたいその使用権を20年ぐらいと考えておりまして、その他の農業活動、例えばコーヒーとかお茶とか、そういうものを作っている農家に対してはだいたい50年ぐらいと考えております。

現在、1,000 万ぐらいの家庭に対して土地の使用権を認めておりますが、使用権の内容としては、五つのものを考えております。一つは土地を交換する権利、つまりその土地を他のものに交換できるというものです。それから譲渡権。そして自分の子供がそれを相続する権利。それを貸すことができる権利。あと、その土地を担保として、例えばお金を借りるときそれを担保することができる権利、であります。

このような改革の中で、農民にこれらの権利を与えたことが、農業発展には大きく貢献しました。毎年税金だけ納めれば、あとは、収穫した農産物を自分で完全に使えるということになりました。これらの使用権を認めることにより、農民が一生懸命自分の仕事に専念できることになりましたし、またいろいろな改善を行うことにより、もっと生産効率を上げることができるようになりました。

かつてベトナムで生産できる食糧は1,700 万トンぐらいでしたが、刷新路線の成果により、1992年には2,400 万トンに上がりました。ですから、食糧問題はそのおかげで全部解決できまして、輸出もできるようになりました。1988年、30万トンの食糧を輸入しておりましたが、89年にはもう輸入をしなくてもよくなりました。90年には逆に50万トンを輸出しまして、91年は100万トン、92年も100万トンを輸出できるようになりました。ですから、今までの慢性的な食糧不足という問題はこれでやっと解決できました。

もちろん、この成果というのは改革路線ばかりではなく、技術的な発展と、

そして天候が非常によかったということによって、この目標が達成できました。農業の成果というのは天候に左右されることはご存じだと思います。もし天候不順というような事態がまた来ると、どうなるかわかりませんが。

次は工業に対する改革路線ですが、今まで国営企業は、例えば赤字になっても保護されていたんですが、これからは赤字になったような国営企業だとその組織自体を違う組織に転換するような措置をとることにいたしました。

かつてはだいたい1万2,000の国営企業がありましたが、今では7,000ぐらいの国営企業になりました。近年、国営企業以外に個人企業もできるようになりました。その個人企業はベトナム人が設立した企業と、外国との合弁企業もあります。外国から投資をできるように、いろいろな法律を制定し、1988年の国会は投資法を可決しましたが、この国会で制定した投資法は、外国の法律家、専門家から非常に高く評価されました。現在、外国から130ぐらいの投資の話があり、そのプロジェクトはすでに実施されております。

これから投資するための有利な条件というのは、インフレを最近抑制できるようになったということです。1986年にインフレ率は800%だったのですが、ベトナム政府はいろいろな抑制対策を打ち出しまして、1992年にはだいたい17.2%のインフレ率に抑えることができました。

どうやってこのインフレを抑制できて、しかもそれを外国の力を借りないで行っていったか。私どもは、1988年に外国から専門家を招いて、ベトナムでどのようにすればインフレを抑制できるかということを話し合い、いろいろなお意見を参考にさせていただきましたが、その時点では外国の専門家からのご意見では、これを抑えるためには30億ドルぐらいの外貨がないと抑えられないということでありました。

ご存じのように、84年後半までベトナムには外国の援助は全くなかったのですが、インフレ問題を解決するためには自分の国の力でやる以外はないと

ということで、その状況を分析してみたら、やはり農業の発展が非常によくなかったということが一番原因になっているということがわかりました。ですから、ベトナム政府は、農業の発展というのが一番大事だということを理解し、そこに一番力を入れました。もう一つは、新しい紙幣の印刷は抑えないとだめだということがわかりました。

ですから、今までベトナム政府は国営企業に対して非常に大きな保護を行い、要するに例えば赤字になった国営企業に対していろいろな補填をしてきましたが、今ではそれは行わないことにしました。そのほかに、海外にいるベトナム人が帰国したときに持ち込んだ外貨に対して、あまり厳しく取り締まらないうことを決めました。それから、農産物関係の製品を輸出するということに力を入れるようになりました。

ですから、1992年になると、設定した目標がほとんど達成できました。そして、1992年を経済勝利の年としました。この92年という年にベトナム経済の悪化した状況はストップをかけることができたというふうに我々は考えております。1992年、輸出・輸入のバランスがとれるようになったのです。この年はそのバランスがとれたということで、余裕をある程度持つことができるようになりました。

唯一、我々が達成できなかった目標は人口抑制をできなかったということで、これが大きな問題でありました。我々は家族計画の達成目標を、だいたい1.7人までに抑えたいと思っているのですが、92年末の統計結果では、平均的な出生率は3.8人になっています。ですから、このままだと、いろいろな専門家からのご意見では、2.2人というのは2015年にならないと達成できないというふうに考えています。

したがって、このぐらゐの産児制限の目標が達成できなければ、経済発展計画もこれから実現しにくいだらうと思います。そういう意味で、経済を發

展させる計画の中でこれから我々が一番重点を置かなければならないのが、産児制限の問題だろうと考えております。

そして今後、経済発展のためには、農業も工業も含めて、新しいシステムを考えなければなりません。それは、自由経済区の問題でありまして、北ベトナムではその自由経済区を現在ハイフォンに考えております。中部ベトナムではダナンの方になると思います。南ではブントオなどになると思います。

この自由経済区には特別の法律を定めておりまして、この自由経済区では、例えば外国からの投資家に対してかなり長期的に借地権が得られるようになります。それはその企業によって、その要望によって異なりますが、だいたい30年から50年ぐらい土地が借りられるということになります。現時点では、経済封鎖をまだ行っているアメリカ合衆国を除き、ほかの国はほとんど何らかの形で投資している、またはこれから投資する計画があるようです。ご存じのように、7月2日、アメリカがIMFに対して反対しないということを表明いたしました。

これから海外からベトナムに投資する会社にとっては、一番重要なのは法律の問題であると思いますが、法律関係に関する話はのちほどウック教授がお話しすると思います。

次に、対外関係をベトナムがどういうふう考えているかをお話ししたいと思います。86年からベトナムは周辺のいろいろな国に対して非常にオープンな政策をとりまして、ベトナムは世界のすべての国の友人として付き合っていきたいと考えております。ですから、ベトナムは今、ASEAN諸国に対して非常に友好的な政策をとっております。中国に対しても正常化いたしました。カンボジアの問題も、パリ平和協定を遵守するという立場をとりました。それから、ベトナムはEC諸国に対して親善的な政策をとりました。

ので、今後、アメリカ合衆国との正常化を行っていきたいと思っております。ご存じのように、ベトナムと日本も非常に友好的な関係にありまして、この前ポー・バン・キエト首相が日本を訪問したということをご存じだと思います。

国内においては、国民の団結と宗教の団結という政策をとっております。ベトナムは54の民族から成っておりますけれども、その中の53の民族は少数民族民族であって、そのほとんどが山岳地帯に住んでおります。ですから、ベトナムの山岳民族の経済発展もこれから考えてまいります。ベトナムは現在、山岳民族に対する教育の問題に非常に力を入れております。いろいろな少数民族の学校の施設の中に宿泊して、そこで生活できるようなシステムを今とっております。義務教育の間はもちろん学費は無償ですが、大学に入った時点で、奨学金により、少数民族の学生に対する優遇政策をとっております。そういう意味で、ベトナムは多民族国家なんですが、非常に団結していて、今は何も問題はありません。

ベトナムは今、宗教に対して信教の自由を保障する政策をとっております。ベトナムにもいろいろな宗教がありまして、例えばキリスト教、仏教、バプチスト、そしてほかの宗教もあります。また、国民的な宗教ではなくて地方の特殊な宗教もありまして、例えばカオダイ教とかハオハオ教というのがあります。92年に改正した憲法でも信教の自由を保障しております。

これまで私がいたしました話でおわかりのように、経済発展の中で私どもの国の宗教の問題とか民族間の問題とか、そういう問題は非常に安定しているということでもあります。私どもがそういう目的を達成できましたのも、ソ連のいろいろな改革、または東欧諸国の改革が失敗したあとの経験からいろいろなことを学んだからであります。その意味で、今のベトナムの改革というのは、ベトナムという国に合うような政策をとっている、またはその政策

が非常にベトナム国民に合っているということが言えると思います。今のベトナムという国が持っている潜在能力と、勤勉な民族性、それから今までやってきた政策によって、これから必ずベトナムという国はよくなる、非常に安定すると思います。

ベトナムはほかの国に対して友好をたいへん大事にするという伝統がありまして、この場をお借りして、私は日本の国民そして日本の政府、また、いろいろなビジネス関係の各社に対してお礼の言葉を述べたいと思います。どうもありがとうございました。

## 『ベトナム法の現状 — 経済法を中心に』

ダオ・チ・ウック教授

きょうは、貴重な時間を割いて私の話を聞きにきていただきまして、誠にありがとうございます。また、ベトナムについての皆様の御関心に対しても、心からお礼を申し上げたいと思います。

クイ先生もお話しいたしましたが、現在のベトナムの改革路線というのは非常に幅広い、また非常に深い改革であるということをご存じだと思います。その意味で、これから法律的な改革も徹底的にやっという我々は考えております。すべて改革しなければなりません。経済改革、それから行政改革、国の管理のしかたも改革しなければなりません。そして、法律はこれらの改革に一番深く関係があると思います。したがって、現在の改革に対しては今までとは違って、ただ法律をちょっと改正するとか部分的なことを考えているのではなく、全面的に改革したいと思っています。

これまで、例えば司法の改革とか、法の問題をめぐって非常にいろいろな難しい問題がありました。ご存じのようにベトナムは農業国ですから、農村の中の様々な道德・慣習があり、そのような道德・慣習でものごとを考えていて、それで問題を解決していたので、ベトナム人というのは法律でものごとを解決するにはまだ慣れておりませんでした。ベトナムのこれらの道德・慣習は、儒教に基づく思想から発展してきたものであります。

我々がぶつかっているもう一つの難しい問題は、今までベトナムは非常に長い戦争を体験してきましたので、戦争の場合は法律ではなく軍隊の命令系統が最優先されます。しかし、命令は法律とは違います。先ほどクイ先生もお話ししましたように、ベトナムの経済というのは中央集権的な経済政策、国家丸抱え経済という政策をとっていたものですから、そういう意味で、問



題を法律で解決した経験はあまりありませんでした。

したがって、新しい経済改革に合うような法律は、要するに平等、そして民主的な法律でないとだめだと考えております。ですから、これからはすべて平等だという考え方を法律の中に持ち込まなければならないと思います。市場経済をさらに発展させるために、いろいろな経済の局面に対して、それに見合うような法律をつくらなければなりません。そういう意味で、市場経済に関する法律はこれからもっとも重要になると思います。

もちろん、一般的に言うとそのような方向にそった法律の制定を考えなければなりません、同時にまた、様々な分野の諸法律も制定しなければならないと思います。いろいろな経済手段をとることも可能ですが、しかし、国营、合作社、それから個人のすべてに対して平等でなければならない。このように、対象に対して平等な法律を考えなければならないと思います。

92年の憲法改正によって自由経営権が認められるようになりましたが、それまで、ご存じのように自由経営ということは認められませんでしたので、すべて丸抱えというようなシステムを政府はとっておりました。

その平等という考え方は、例えば海外からの投資に対しては、今まで外国との合弁会社とかを設立するときに、個人経営企業と海外との合弁会社をつくるということはほとんど許可しませんでした。87年から88年頃にはまだ、投資法とはいっても、権限などがあまりはっきりしない法律でした。要するに個人経営企業は外国と合弁会社をつくることができなかつたのですが、新しい投資法はそれとは逆に、それらを認め、むしろ国营企業の方がぜひ平等になるような投資法にしてもらいたいというぐらい、極端に言えば変えました。

今まで、たぶん皆さんにはいろいろな誤解があったと思います。国营企業との合弁ということになると、たぶん政府が資金関係の面も面倒みってくれる

だろう、そして認可関係に対しても非常に優遇されるだろうと思っておられたかもしれませんが、実際はそうではなくて、むしろ現在ベトナムが抱えている官僚システムのせいで、国営合弁企業、例えば資本、投資資金の問題、それから市場の開拓、そしてシステムの管理というような問題にとっては、官僚システムが今では逆に邪魔になっていて、むしろ個人経営企業のほうが、場合によってはいろいろな難しい問題がありますが、もっと自由であると思います。

私たちは今、国営企業のための法律をつくっております、例えば経営法、破産法、株式会社法もできています。新しく法律が改正されたことにより、国営企業は、例えば自ら解体もできる、または自分の活動を別の活動に変えることもできる。そういう意味では非常に柔軟性のある、今後も活動できる国営企業となるわけですから、たぶんよりよくなると思います。

株の発行ということも、100 %の外国からの投資でもこれは適用されるようになっていきます。今まで私がお話しした法律につきましてですが、もちろん外国からの投資が持っている力は国の発展に非常に貢献していると思いますが、ただ私どもが今考えているのは、国民の持っている潜在能力の大きさを発掘できるようにするための国内法を制定することにあります。

これから法律をどのような目標のために改正しなくてはいけないかという、安定的な経済状況をつくること、および、国民生活の向上のためであります。

経済活動を安定的に発展させるためには、これまでの複雑な許認可制度をこれからもっと簡単にしなければなりません。と申しますのは、この許認可はいろいろな部署によって申請の仕方が非常に複雑になっているものですから、あまりよいものではありませんでした。したがって、今後は別の機関を設け、そういったシステムを監査できるような仕組みを我々がつくらなければ

ばなりません。

それから、この法律というものは、長期にわたって存在できるものでなければなりません。たいへん重要な法律を我々はつくらなければならないのですが、来年、初めて民法典ができると思います。

安定的な経済改革についてですが、これまでは短期的な意味しかもたない法律しかありませんでした。例えば生産関係の企業に対しては、職種に応じて20年または50年というような許可制でしたが、これからはそうではなくて、すべての職種に対してもっと長い期間適用できるような法律を我々は考えています。

例えば先ほどクイ先生がお話しした土地法についてですが、土地の使用権をもっと長期的なものとししました。もしそうでない場合には、これから投資する各企業が安心して投資できないということになると思います。

これからの投資法に対する考え方についてですが、まず何よりもそのコンセプトは統一的でなければならないということです。例えば、我々が今までつくった法律というのは外国企業に対する法律であって、国内の企業にどのような影響をもつかというのはほとんど考えませんでした。これからは、外国企業も国内の企業も全く同じような法律を適用できるようなシステムを考えなければならないと思います。この点では、過去に我々は間違ったコンセプトを持っていたように思います。

ですから、投資法につきましては、外国企業に対する法律も改革しなければならぬと同時に、国内のそれと関係をもつ企業に対する法律も当然改革しなければならぬ。そして、これらの活動を保護するために、民法、労働法、関税法などの法律を、これから我々は全部作成していかなければなりません。

より安心して投資できるように、生産したり投資してくれる会社に対して、

国有化しないという法律を我々はつくっています。また、過去になされた契約に対して、その後法律が変わったとしても、さかのぼって新しい法律を適用するというのではなく、要するにその契約を行った時点の法律を適用すべきであると考えております。

過去、いろいろなものを生産する企業、またベトナムへ投資したいろいろな企業に対しては多くの問題がありました。どのような問題が一番大きかったかという、統一的な税制を我々はとっていなかったということです。要するに不明確な税制のシステムをとっていたものですから、不公平税制が多発してきたということです。したがって、これから税法もきちんと考えなければならぬと思います。

これまで多くの外国からの投資がありましたが、投資の分野で非常にアンバランスな部分が多く、本当はわが国の政策は例えばこういう分野に投資してほしいとか、こういう場所に投資してほしいという希望をもっていたのですが、そのための優遇的な政策をとっていなかったものですから、これからはわが国の政策に合致しているような投資を行う企業を優遇するような対策を考えて、そのための法律も考えていきたいと思っております。

例えば、今までほとんどの投資というのは観光とかホテルとか、通信関係とか、そういうところにはかなりいろいろな会社が投資していたんですが、それとは逆にインフラ関係、道路関係、港、それから専門家の教育とか、そういうことにほとんど投資していないということは非常にアンバランスだと思います。このことはまた身体障害者、または女性に対する仕事の内容の投資にも関係すると思っております。

これから考えているのは、そういう政策に沿って投資する会社に対しては、例えば優遇税制、それから銀行に対する税制、またはその労働力に対する優遇措置など、いろいろなことを考えております。これからの法律は、様々な

問題を抱えているような企業に対して、どのようにその問題を解決するかに関する取り決め、および手続きを明確にしなければなりません。

そして、外国からいろいろな人が投資できるようにするためには、まず最初に移動の自由という権利を我々は認めなければなりません。例えば、ベトナム人や外国人がベトナム国内をどこでも自由に移動できる、または海外のベトナム人が国へ戻れる、また国内のベトナム人が海外に自由に出入れる権利を我々は認めようと思います。

最近ベトナムを訪れる皆さんは感じていると思いますが、ビザを取得するのは前と比べて非常に簡単になりました。これからはベトナムに投資している人たちに対しては、数次ビザも簡単に発給できるように我々は考えております。

また、ネガティブな面、マイナスな面を防止するためのいろいろな法律を考えなければなりません。例えば企業の中で、経営する側と労働者との間の法律があまりきちんとありませんでした。したがって、労働法をこれから明確にしていかなければなりません。例えば労使関係法とか、社会保険とか、そのようなことも考えなければならぬと思います。また、例えば、最近いろいろな外国の企業が最低の労働賃金しか支払わなかったために、保険関係のお金は全然支払われなかった、というようなことも起きています。今までベトナムの会社の中では、労働者側は自分の意見を述べる場がなく、ストライキ権とかそういうのも全く認められませんでした。これからは、そういうことができるようにしたいと我々は考えています。

それから、生産者側および消費者側の権利を保護するような法律も考えなければなりません。例えば、生産者側にいろいろなところから材料を支給しても、その規格がいい加減ですから、そうするとせっかく生産してもほとんど不良品をつくることになるとか、そういうこともやはりこれからきちんと

